

新潟市清掃審議会について

1 位置づけ

新潟市附属機関設置条例により設置が定められた附属機関であり、次の事項について事務を所掌することとなっている。

- ・ 市長の諮問に応じ、本市における清掃事業に関して必要な事項を調査審議すること。
- ・ 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。

2 組織等

1号委員： 学識経験者

2号委員： 市民

定員： 15名以内

任期： 2年（平成25年10月1日～平成27年9月30日）

3 これまでの主な審議内容

平成22年度	10月15日	第1回	・ 諮問 ・ 現在の新潟市ごみ減量化状況について
	10月29日	第2回	・ ごみを施設等に搬入した場合の処理手数料の改定について ・ 答申
平成23年度	5月23日	第1回	・ 諮問 ・ 現計画の概要、成立過程について ・ 現計画の点検結果について
	6月8日	第2回	・ 基本理念など計画の基本的事項の修正について ・ 家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方について（審議）
	7月20日	第3回	・ 事業系ごみに関する制度及び処理状況について ・ 事業系ごみ減量施策のあり方について（審議）
	8月24日	第4回	・ 大規模災害に備えた事前の体制整備について ・ 収集・処理体制について
	9月27日	第5回	・ 答申書（案）について（審議） ・ 答申
	10月27日	第6回	・ 新任委員及び事務局の紹介（会長、副会長選出） ・ 計画素案について
	1月31日	第7回	・ 計画素案に対するパブリックコメントと対応 ほか
	2月	—	新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画公表
平成24年度	10月3日	第1回	・ 新しい計画に基づく新規施策の展開状況（報告） ほか
	10月31日	第2回	・ 新田清掃センター及び第4赤塚埋立処分地の見学

新潟市ごみ処理手数料還元 市民検討会議について

名 称	新潟市ごみ処理手数料還元 市民検討会議
目 的	<p>平成20年6月から実施した「新ごみ減量制度」では、手数料収入について、制度の趣旨から、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元することとし、その具体的な用途については、市民代表を交えた検討会議の中で透明性を確保したうえで協議しながら決定していくこととしている。</p> <p>会議においては、市民還元事業の実績報告や市民還元事業決定にあたっての提言などが行われる。</p>
任 期	委嘱の日から平成26年3月31日まで
委員構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 各区自治協議会代表（8名） 2 新潟市清掃審議会代表（2名）
会議開催 予定等	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催予定 年2回程度開催 2 会議時間等 各回とも平日2時間程度 3 会議場所 新潟市役所本庁舎または白山浦庁舎内会議室